

第 2 章

青色申告は こんなにお得!



「青色申告」は、「白色申告」に比べてさまざまなメリットがあります。

たとえば青色申告だけの特別控除を受けることができたり、
通常は経費として認められないものが、特例として認められることがあります。

その結果、課税対象の「所得金額」を減らすことができ

節税効果が大きくなります。

本章では青色申告のメリットを解説していきます。



最大65万円の特別控除がある

青色申告の大きなメリットが「65万円の青色申告特別控除」です。特別控除には10万円控除もありますが、せっかく青色申告するのに65万円控除を受けないのはもったいないこと。ただし、2020年(令和2年)分の確定申告から65万円特別控除の適用要件が変わったので、しっかり準備しておきましょう。

税制改正で65万円控除の要件が変更

青色申告の最大65万円控除の適用要件が、2020年(令和2年)分の確定申告から変わりました(確定申告ニュースの **NEWS01** 参照)。改正前の適用要件に加え、e-Taxでの電子申告か電子帳簿保存をする必要があります。

さて、まずクリアしたい55万円控除の要

件で難しそうなのが「複式簿記」。しかし、『やよいの青色申告 21』に日々の取引内容を記載していけば、必要な帳簿は自動作成されるので安心です。簡易簿記も複式簿記も手間は同じなので、最大控除額が受けられる複式簿記で申告しましょう。

特別控除額		要件(記載方法、申告方法)
2019年(令和元年)分まで	2020年(令和2年)分から	
	65万円	「55万円控除の要件」 + e-Taxによる電子申告または電子帳簿保存
65万円	55万円	①事業所得(もしくは事業規模の不動産所得)であること ②複式簿記(正規の簿記の原則)で記帳していること ③貸借対照表と損益計算書を添付して申告すること ④期日以内に申告すること
10万円	10万円	簡易簿記(簡易な記帳)



「不動産所得」で65万円(もしくは55万円)控除を受けるには

アパートの家賃収入や駐車場の貸付などによる不動産所得は、一定以上の事業的規模があると判断できる場合に限り65万円(もしくは55万円)控除を受けることができます。しかし、その判断は難しいので、「5棟10室」という一定の形式基準が設けられています。貸家なら5棟以上、貸室なら10室以上、駐車場なら50台以上が目安です。

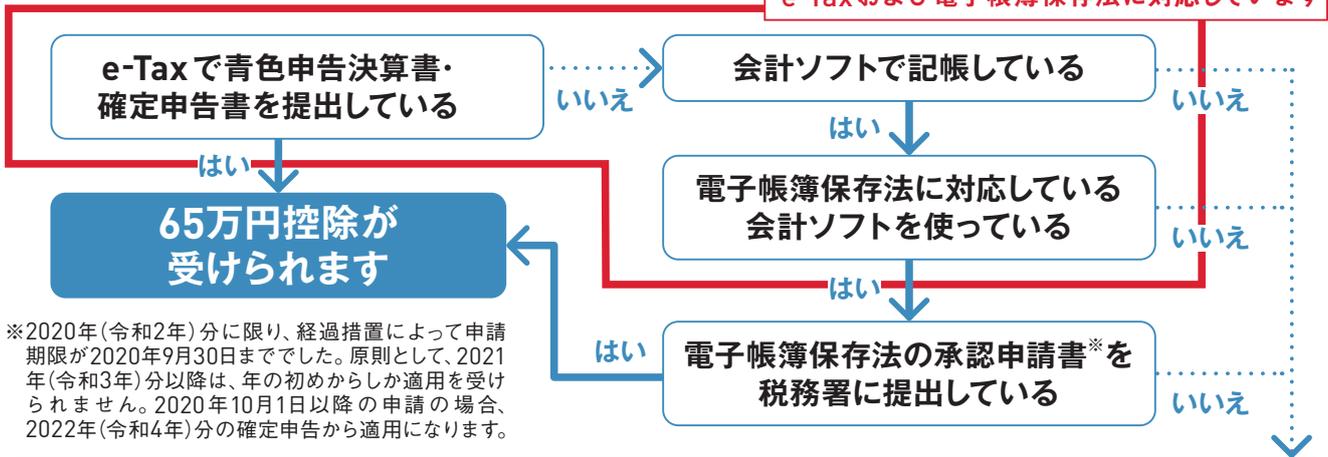
65万円控除にはe-Taxか電子帳簿保存

青色申告で最大65万円の控除を受けるには、e-Taxでの申告か、電子帳簿保存をすることが必要です。『やよいの青色申告 21』では、どちらにも対応していますが、おのおの事前の準備が必要なので、確認しておきましょう。

【参考】国税庁「令和2年分の所得税確定申告から青色申告65万円控除が変わります」

URL www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/0019009-126.pdf

『やよいの青色申告 21』はe-Taxおよび電子帳簿保存法に対応しています



※2020年(令和2年)分に限り、経過措置によって申請期限が2020年9月30日まででした。原則として、2021年(令和3年)分以降は、年の初めからしか適用を受けられません。2020年10月1日以降の申請の場合、2022年(令和4年)分の確定申告から適用になります。

55万円控除になります。65万円控除を適用するにはいずれかの条件を満たすことが必要です

- ① e-Taxを利用して確定申告書及び青色申告決算書を提出する
- ② 電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ、電子帳簿保存の承認申請書を税務署に提出する

『やよいの青色申告 21』でe-Tax

e-Taxでの電子申告には、まずマイナンバーカードとe-TaxのサイトにアクセスするためのICカードリーダー(もしくは対応しているスマートフォン)が必要になります(確定申告ニュースのNEWS04を参照)。

『やよいの青色申告 21』では、作成した決算書や確定申告書を、電子申告用のe-Taxデータとして書き出すことができます。このe-Taxデータは、国税庁が提供している「e-Taxソフト」へ取り込むことができ、そこからe-Taxへ送信することができます。

また、『やよいの青色申告 21』の「確定申告e-Taxモジュール」を使用すれば、e-Taxデータの書き出しをすることなく、直接e-Taxで電子申告をすることができます(ステップ45参照)。

【参考】e-Tax(国税庁)

URL www.e-tax.nta.go.jp

確定申告e-Taxモジュールによる電子申告

やよいの青色申告 21



確定申告e-Taxモジュール
作成した確定申告用のデータ

e-Taxで送信完了

ステップ

10

赤字を 3年間繰り越せる

事業で赤字を出した場合、その年の所得税額はゼロになります。さらに青色申告ではその赤字を3年間繰り越せます。翌年以降の黒字から赤字分を差し引いて所得を減らすことができるため、所得税額が安くなります。白色申告にはない大きなメリットです。

所得税を減らせるので節税効果は大きい

赤字になった年から3年の間に儲けが出た場合、確定申告で黒字の所得から過去の赤字分を差し引いて税金を抑えることができます。これを「純損失の繰越控除」といいます(次ページ参照)。これも青色申告の大きな特典です。赤字の年の所得税は当然ながらゼロですが、翌年から儲けが出た場合で

も、前年の赤字分と相殺して所得を減らすことで税金も減るので、前年の損失を取り返すことができます。純損失の繰越控除を行うには、通常確定申告書第一表・第二表に加えて「損失申告」用の第四表も必要ですが、『やよいの青色申告 21』では、この第四表にも対応しています。

これもメリット! 純損失の繰戻し還付

赤字を繰り越すのとは逆のケースもあります。前年は黒字だったのに今年は赤字になってしまったという場合は、今年の赤字分を前年の黒字分と相殺できるのです。これを「純損失の繰戻し還付」といいます。前年払い過ぎた所得税を受け取れます。



ひと押し

所得の「損益通算」とは

所得の種類が複数ある場合は、すべての所得を合算してその年の所得としてあつかいます。これを「損益通算」といいます。たとえば事業所得が200万円の赤字、不動産所得と一時所得がそれぞれ50万円の黒字だったとすると、その年の所得はマイナス100万円となります。なお、赤字を通算できるのは事業所得や不動産所得など一定の所得に限られます。

事業所得 -200万円

+

不動産所得 +50万円

+

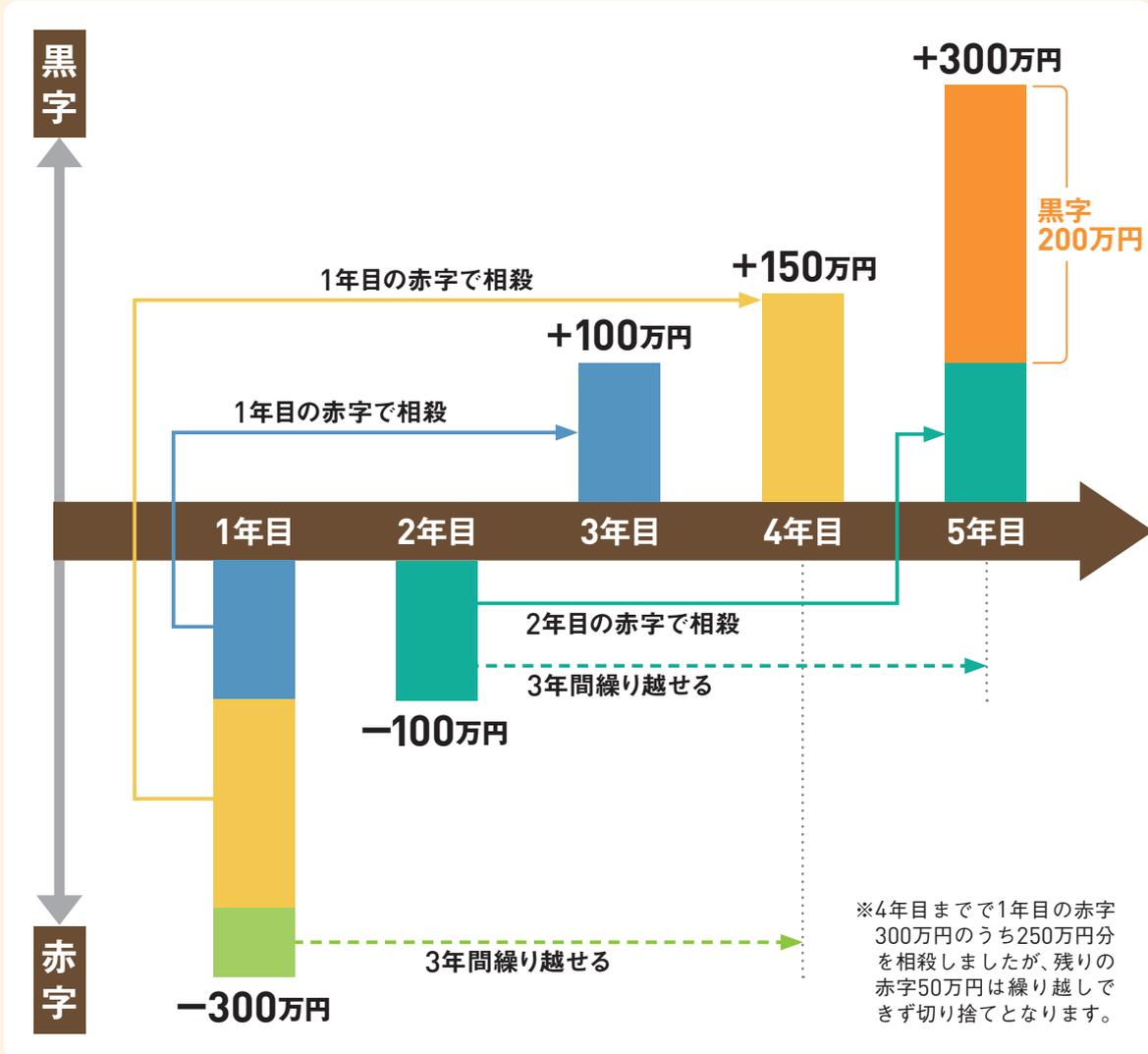
一時所得 +50万円

||

損益通算後の所得 -100万円

「純損失の繰越控除」とは

下の棒グラフは開業後5年間の所得額のサンプルです。
 1年目は300万円の赤字ですが、この赤字分は3年目や4年目の黒字分と相殺できるので
 3年目と4年目の所得税をゼロにできます。2年目の赤字100万円は
 5年目の黒字300万円から差し引けるので、5年目の所得を200万円に減らせます。



1年目	300万円の赤字	所得税はゼロ
2年目	100万円の赤字	所得税はゼロ
3年目	100万円の黒字を1年目の赤字100万円分と相殺	所得税はゼロ
4年目	150万円の黒字を1年目の赤字150万円分と相殺	所得税はゼロ
5年目	300万円の黒字を2年目の赤字100万円と相殺	所得税は黒字200万円分

第四表での「損失申告」

45ページのひと押しで解説した「損益通算」で、その年の赤字が確定した場合は、確定申告書Bの第一表、第二表に加えて、第四表（損失申告用）を記載して提出します。

『やよいの青色申告 21』での作成方法は、**ステップ44**を参照してください。この損失申告を行わないと、繰越控除を受けることはできないので注意してください。

● 第四表（一）

確定申告書B第一表の「①から⑥までの計+⑩の合計額」（事業所得の損失）を記入

令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書（損失申告用） FA0054

第四表（一）
令和二年分以降適用

1 損失額又は所得金額

所得の種類	区分等	所得の生ずる場所等	収入金額	必要経費等	差引金額	特別控除額	損失額又は所得金額
A 経常所得							
B 譲渡所得	短期譲渡						
	長期譲渡						
	一時						
C 山林							
D 退職							
E 一般株式等の譲渡							
F 先物取引							

2 損益の通算

所得の種類	④ 通算前	⑤ 第1次通算後	⑥ 第2次通算後	⑦ 第3次通算後	⑧ 損失額又は所得金額
A 経常所得					
B 譲渡所得					
C 山林					
D 退職					
損失額又は所得金額の合計額					

譲渡所得、山林所得などがあり、損益通算を行う場合に記入

● 第四表（二）

第四表（一）の「A 経常所得」と同じ金額

令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書（損失申告用） FA0059

第四表（二）
令和二年分以降適用

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額	居住用財産に係る繰越後繰渡損失の金額	変動所得の損失額	被災資産の損失額	山林所得に係る被災事業用資産の損失額	山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額

4 繰越損失を差し引く計算

年	損失の種類	④ 前年まで引き継がれた損失額	⑤ 本年分で差し引く損失額	⑥ 繰越損失の合計額
A (3年前)	純			
	損			
	失			
B (2年前)	純			
	損			
	失			
C (1年前)	純			
	損			
	失			

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

翌年以降、繰越控除を行う際に記入する項目

※書式は、2020年9月現在、令和2年分以降用として公開されているイメージです。変更されることもあります。

ステップ
11

家族の給与は 必要経費になる

配偶者や親族に仕事を手伝ってもらったときに支払う給与は、通常は必要経費として認められていません。しかし、青色申告の場合、**ステップ06**で解説した「青色事業専従者給与に関する届出書」を税務署に提出しておけば、給与を経費にして家族で所得を分散することができます。

「生計を一にする」家族や親族が対象です

お店などを営んでいる個人事業主の場合、配偶者や親族に手伝ってもらっている方も多いはず。青色申告なら同じ家、同じ財布で生活している家族を「青色事業専従者」として届け出ること、その適正な給

与を経費にできます。ただし、事業的規模でない不動産所得のみでは認められないので注意しましょう。白色申告の場合は、事業専従者である配偶者で86万円、親族なら50万円の控除どまりとなります。

「青色事業専従者」になるための条件

専従者として認定されるためには、以下のすべての条件を満たしている必要があります。事業に従事している日数が少なかったり、給与が高すぎると認められないことがあります。

- 生計を一にする配偶者や親族であること
- その年で6カ月を超えて、事業に従事していること(例外あり)
- その年の12月31日で15歳以上であること(学生は不可)
- 給与が仕事内容に対し適正な金額であること
- 「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出していること

家族の給与を経費にしたときの節税効果

どのくらいの節税効果があるか、下の例で比べてみます。
給与を差し引く前の所得を500万円、配偶者給与は年間200万円とします。

配偶者に年間200万円の
給与を支払ったケース

青色申告

給与を差し引く前の所得
500万円

専従者の給与は全額経費
(青色事業専従者給与)
200万円

課税対象の所得
300万円

白色申告

給与を差し引く前の所得
500万円

事業専従者控除
(配偶者は86万円、親族は50万円)
86万円

課税対象の所得
414万円

青色申告のほうが**114万円**所得を減らせる!

※給与を受けた専従者には所得税等がかかります

ステップ

12

30万円未満の固定資産を一括で経費にできる

パソコンなど10万円以上するものは通常は「固定資産」となり、一括計上できません。数年間に分割して経費に組み込むこととなります。しかし、青色申告なら30万円未満の備品を一括して経費にできます。

青色申告なら「しょうがくげん かしょうきやく少額減価償却の特例」を受けられる

仕事で使う備品でも、10万円以上で購入したもの（固定資産）は、法令で定められた年数（耐用年数）で分割し、経費計上する必要があります。これを「減価償却」といいます。しかし、青色申告には特例があり、30万円未満の固定資産を一括してその年の経費にすることが認められています。この「少額減価償却の特例」は、令和2年度の税制改正により適用期間が2年延長されました。2022年（令和4年）3月31日までに取得・使用しているものに適用されます。ただし、この特例を使うか、通常の減価償却として毎年経費にしていくかの選択は自由です。

特例を受けられそうな おもな固定資産

固定資産	本来の耐用年数
複合機	5年
パソコン	4年
エアコン	6年
冷蔵庫	6年
カメラ	5年
据置金庫	20年
看板、ネオンサイン	3年

※この特例が認められるのは、取得価額の合計で300万円までになります。また、開廃業時は300万円を月割換算します。



ひと押し

30万円以上の固定資産は減価償却します

30万円以上の固定資産にはこの特例の適用はないので、定められた年数にしたがい減価償却します。固定資産の耐用年数表は、弥生のサポート情報から確認ができます。

弥生サポート情報 固定資産 法定耐用年数表

URL support.yayoi-kk.co.jp/subcontents.html?page_id=17601

固定資産の例	耐用年数
鉄筋コンクリート造の事務所	50年
木骨モルタル造の事務所	22年
金属製の事務机、事務いす	15年
テレビ	5年
軽自動車	4年

国税庁 耐用年数表より

減価償却の仕組み

減価償却の仕組みと「減価償却の特例」の例を比較します。
特例が選べるなら、事業の経営状態によって好きなほうを選びましょう。

所得が**100万円**の年に**12万円**のパソコン
(耐用年数4年)を購入したケース

通常の減価償却

減価償却する前の所得
100万円

計上できる経費
3万円

課税対象の所得
97万円

特例による一括計上

減価償却する前の所得
100万円

計上できる経費
12万円

課税対象の所得
88万円

特例を使えば経費を**9万円**前倒しできる!

● 計上できる経費の違い

		1年目	2年目	3年目	4年目
償却方法	通常の減価償却	3万円	3万円	3万円	2万9999円 [※]
	特例による一括計上	12万円	—	—	—

※耐用年数の最終年は1円(備忘価額)を引いた額になります。

ステップ
13

自宅開業なら家賃や光熱費も必要経費になる

白色申告でも家賃や光熱費を必要経費として計上できますが、制限があります。青色申告のほうがより認められやすくなっています。自宅を事務所や店舗として利用するなら、青色申告にしたほうが断然有利です。

事業で使ったことを証明できれば経費になります

自宅を仕事場としている人は、家賃や光熱費などの経費を事業用と個人用に分けるのが難しいでしょう。こうした費用は「家事関連費」と呼ばれ、基本的には必要経費になりません。しかし、青色申告なら、「事業で使った」と証明できる分は必要経費とすることが認められています。たとえば家賃の場合は、仕事で使っている部屋の「床面積の割合」を基準とします。もし仕事で使っている割合が住宅全体の30%だとすると、家賃のうち30%が必要経費として認められることになります。電気代や電話代なども同じように必要経費として計上できます。くわしくは[ステップ21](#)で説明します。



家事関連費が必要経費として認められる基準

	青色申告	白色申告
主たる部分が業務の遂行上必要であり、かつ、業務に必要な部分を明らかに区分することができる場合	○	○
青色申告者で、取引の記録などに基づいて、業務の遂行上直接必要であったことが明らかに区分することができる場合	○	×

家事関連費とは

自宅で仕事をしている際、事業用と個人用のどちらも利用している費用のこと。
家賃や光熱費、ガソリン代、携帯電話の料金などです。

家賃



ガソリン代



固定電話・
携帯電話の料金



インターネット料金



光熱費

電気代

ガス代

水道代

あんぶん
具体的な按分例はステップ21を参照